

2016年度事業報告(2017年7月7日～8月31日)

特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

1. 事業の成果

2016年度は、4月28日に設立総会、5月2日に東京都に法人申請を行い、7月7日に法人認証を受け、正式にNPO法人消費者スマイル基金が発足しました。

設立総会では、9本の議案(設立、定款、役員選任、設立資産、事業計画及び活動予算、設立当初の入会金及び会費、確認書の確認、法人設立認証申請)の提案・質疑・採決が行われ、全議案賛成多数で採択されました。この設立総会にあわせて、記念シンポジウムを開催しました。

事業を軌道に乗せるために、運営チームを招集し、事業規定(助成基準)、個人情報保護に関する規定、周知広報ツール(リーフレット・ホームページ)の整備等を行いました。

基金への寄付金の総額は、8月31日現在で約114万円となりました。

2. 事業の実施に関する事項

2016年度は(1)～(4)の助成事業は行なっておりません。(5)シンポジウムについては設立総会時に開催したものであり、基金自体の実態がなかった為、費用は全国消費者団体連絡会事務局負担で行いました。総会后より、係る経費を計上しております。

2016年度 事業報告書

2017年7月7日から2017年8月31日まで

特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

1 活動の成果

2016年度は(1)～(4)の助成事業は行なっておりません。(5)シンポジウムについては設立総会時に開催したものであり、基金自体の実態がなかった為、費用は全国消費者団体連絡会事務局負担で行いました。総会后より、係る経費を計上しております。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予定額(千円)
(1) 各種消費者被害の拡大防止のために、不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求権を行使する団体への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事業の検討を行い、実施する。	春・秋 年2回を予定	千代田区主婦会館プラザエフ	各会議毎5名から10名	全国の消費者不特定多数	0
(2) 各種消費者被害の回復・防止のために、消費者裁判手続特例法を行使する団体への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事業の検討を行い、実施する。	春・秋 年2回を予定	千代田区主婦会館プラザエフ	各会議毎5名から10名	全国の消費者不特定多数	0
(3) 各種消費者被害の相談業務を行っている団体への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事業の検討を行い、実施する。	春・秋 年2回を予定	千代田区主婦会館プラザエフ	各会議毎5名から10名	全国の消費者不特定多数	0
(4) 消費者団体による消費者に係る裁判外紛争解決手続への助成	助成応募団体からの申請に基づき理事会にて助成事業の検討を行い、実施する。	春・秋 年2回を予定	千代田区主婦会館プラザエフ	各会議毎5名から10名	全国の消費者不特定多数	0
(5) 消費者被害や消費者政策に関する情報提供や消費者教育、啓発事業	シンポジウムの開催	年1回程度の開催を目標	千代田区主婦会館プラザエフ	5名程度	全国の消費者50名程度	0
	WEBサイトの運営	月1回程度の更新を目標	千代田区主婦会館プラザエフ	各会議ごとに5名から10名	全国の消費者不特定多数	428,544